b　指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合((24) のｄに該当する場合に限る。)には、ａ、ｃ、ｄ及び（32）から（35）までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、ａ、ｃ、ｄ及び（32）から（35）までの規定により記載すること。

第五号様式記載上の注意中㊺を㊻とし、㊹を㊺とし、㊸を㊹とし、㊷の次に次のように加える。

（43）　指定国際会計基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の修正をしたときは、半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号の二様式第一部第一の三中⑥を⑦とし、③から⑤までを④から⑥までとし、②の次に次のように加える。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

第七号様式第一部第一の二⑵及び三中「新株予約権の目的となる株式の種類」を「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」に改め、同様式第一部中第３を第４とし、第２の次に次のように加える。

新株予約権の目的となる株式の種類

第３【第三者割当の場合の特記事項】(24－２)

１【割当予定先の状況】

２【株券等の譲渡制限】

３【発行条件に関する事項】

４【大規模な第三者割当に関する事項】

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	―				

６【大規模な第三者割当の必要性】

７【株式併合等の予定の有無及び内容】

８【その他参考になる事項】

第七号様式記載上の注意(1) ｇ(c)①中「第127条第１項」を「第129条第１項」に改め、同記載上の注意(1) ｇ(c)②中「第127条第３項」を「第129条第３項」に改め、同記載上の注意⑹中「記載すること。」の次に「当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。」を加え、同様式記載上の注意⑽ａ中「付記すること。」の次に「新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を記載すること。」を加え、同記載上の注意⑽ｃに後段として次のように加える。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

第七号様式記載上の注意⑽中ｆをｇとし、ｅをｆとし、ｄをｅとし、ｃの次に次のように加える。

ｄ　新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(b)　第19条第９項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容